

原議保存期間	30年(平成56年3月31日まで)
有効期間	一種(平成56年3月31日まで)

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察庁内保発第21号  
平成25年11月29日  
警察庁生活安全局長

庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令の施行について

この度、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」(平成25年法律第75号。別添1。以下「特措法」という。)及び「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令」(平成25年内閣府、国土交通省令第5号。別添2。以下「共同命令」という。)がそれぞれ制定され、いずれも平成25年11月30日から施行されることとなった。その趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 特措法制定の趣旨

特措法は、海賊多発海域を航行する日本船舶の安全を確保するため、小銃を所持した民間警備員による特定警備の実施等について定められたものであり、同法第16条第4項においては、特定警備が実施されている特定日本船舶において、小銃及び実包が亡失し、又は盗み取られた場合に、船長から届出を受けた国土交通大臣は、都道府県公安委員会に速やかにその旨を通知することとされている。

これは、外洋上で小銃等を亡失等した状態のまま我が国港湾まで航行した場合、小銃等が国内に流入する可能性があるところ、都道府県公安委員会は、銃器の所持・使用等に関する規制等を所管する行政官庁として所要の措置を講じる必要があることから定められたものである。

### 2 共同命令制定の趣旨

特措法第16条第4項の規定の趣旨を踏まえ、上記通知の際の手續が整備されたものである。

### 3 共同命令の概要

- (1) 通知の方法は、船長から提出された届出書の写しを送付することにより行うものとされた。
- (2) 通知先は、特定日本船舶が当該特定警備の実施後初めて入港をし係留される本邦の港の係留施設の所在地を管轄する都道府県公安委員会とされた。

#### 4 運用上の留意事項

- (1) 共同命令に基づき国土交通大臣より通知を受けた都道府県公安委員会は、小銃等の国内への流入防止のため所要の措置を講ずることとなるが、その対応に当たっては、警察庁及び国土交通省との緊密な連携を保持すること。
- (2) 小銃の密輸等の事件性が認められる場合もあることから、銃器対策部門との緊密な連携を保持すること。

【別添略】